令和　５　年　４　月

（第　１　回）

京都府教育委員会会議録

1　開　　会　　令和５年４月18日　　午後３時
　　閉　　会　　令和５年４月18日　　午後４時26分

2　出席委員等

前川教育長　　小畑委員　　千　　委員

安岡委員　　藤本委員　　鈴鹿委員

3　欠席委員

なし

4　出席事務局職員

大路　教育次長	村山　教育監
仲井　管理部長	相馬　指導部長
高橋　管理部理事	下村　教職員企画課長
吉岡　教職員人事課長	中村　学校教育課長
井上　保健体育課長	山本　総合教育センター所長
門脇　総務企画課主幹兼係長	久江　総務企画課副主査

5　議事の大要

(1) 開会
教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認
３月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア　臨時代理議決の報告について
(ｱ) 第19号議案　個人情報の保護に関する法律施行細則の制定等について

【高橋管理部理事の報告】
○　まず、本件の背景を説明するので、資料19－１頁を御覧いただきたい。
個人情報保護制度を巡っては、これまで国や地方公共団体、民間事業者ごとに、個人情報保護法や個人情報保護条例といった複数の法制度が縦割りで存在していた。
その詳細は、資料19－３頁に掲載しているので、御覧いただきたい。
上段は、見直しの前後を表し、対象に対してカバーする法令をまとめたものである。
例えば、見直し前では、国の行政機関は個人情報保護法、地方公共団体は個人情報保護条例でカバーされていた。
そこで、令和３年に個人情報の保護に関する法律等が改正され、令和５年４月からは、国の行政機関や地方公共団体等において、これまで別々の法律や条例により運用されてきた個人情報の取扱いが、同一の法によって取り扱われることとなり、見直し後は新個人情報保護法にまとめられ、個人情報保護委員会が全体を所管することになった。
この法改正に伴い、地方公共団体等の条例では、法の委任を受けた内容を規定するとともに、法律の範囲内で必要最低限の独自の保護措置を講じることとされ、本府においては、これまで京都府個人情報保護条例で個人情報の取扱いを定めていたが、同条例を廃止し、新たに、法の施行に必要な事項を規定する「個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定（令和５年４月１日施行）したところである。
また、開示請求書等の様式を定めるための教育委員会規則については、これまでから知事規則に準じて運用していたことから、今回規程整備を行った。
資料は、19－１頁に戻っていただき、中段の規程整備の内容を御覧いただきたい。
先ほど説明した「個人情報の保護に関する法律施行細則」の制定のほかに、個人情報保護制度が再構築されたことに伴い、教育委員会規則である「京都府教育委員会基本規則」、「京都府情報公開条例施行規則」、教育委員会訓令である「京都府個人情報保護条例に基づく事務の登録、開示等、訂正等及び利用停止等の決定並びに是正の申出の処理等に関する専決規程」について規程整備を行った。

本件については、本来であれば教育委員会の議決を経てから公布するものであるが、知事部局との調整に時間を要する中で、令和５年４月１日に施行する必要があったことから、教育長臨時代理議決で対応した。

【質疑応答】
○　なし

(イ) 第20号議案　府立の高等学校等の教職員の勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

【下村教職員企画課長の報告】
○　改正理由については、職員の定年年齢の引上げ等に関する条例が令和４年９月府議会で議決され、令和５年４月１日から施行されたためである。

同条例には、定年年齢の引上げのほか、再任用制度の廃止、定年前再任用短時間勤務制の導入や、60歳以降の給料水準の７割措置、55歳以上の昇給停止、退職手当の算出方法等が規定されている。

この制度改正に伴い、教育委員会規則についても所要の改正が必要となり、その改正規則は、資料20－１から20－４頁に掲載しており、同頁を御覧いただきたい。

第１条で府立の高等学校等の教職員の勤務時間等に関する規則、第２条から第５条で技能労務職員の給与等に関する規則を改正している。

続いて、資料20－５頁からの新旧対照表を御覧いただきたい。

府立の高等学校等の教職員の勤務時間等に関する規則については、再任用制度の廃止、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、名称等の規定整備を行っている。

資料20－６頁以降の技能労務職員の給与等に関する規則の改正については、技能労務職員の給与は一般職の職員とは別にこの規則で定められており、定年前再任用短時間勤務制の導入のほか、給与の７割措置等、定年年齢引上げに伴い、一般職に適用される措置と同様とするため、所要の改正を行っている。

技能労務職員の規則は、知事部局の規則に準じており、全庁的な整理に時間を要したことや、令和５年４月１日に施行する必要があったことから、教育長臨時代理議決で対応した。

【質疑応答】
○　なし

イ　新型コロナウイルス感染症について

【村山教育監の報告】
○　まず、現在の感染状況について報告する。

資料１頁には府立学校児童生徒の昨年度１年間の推移、同２頁には同児童生徒の令和５年３月末直近１週間の推移を記しているが、御覧のとおり、低い水準で推移しており、令和５年４月以降も同様の傾向で推移している。

一方の小中学校の児童生徒についても、資料は付けていないが、同様の傾向

にあると把握している。

こうした中、令和５年２月の教育委員会議でも報告したとおり、令和５年４月１日から学校におけるマスク着用の考え方の見直しが適用され、学校の衛生管理マニュアルが改訂されたところである。

これを受け、資料５頁に掲載のとおり、令和５年３月17日付けで各府立学校長宛てに、新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直しについての通知を、文部科学省からの通知を添えて教育長名で発出したので、その内容について、文部科学省の通知に則って説明する。

資料は、６頁の中段以降を御覧いただきたい。

まず、基本的な考え方について説明する。

児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本としている。

登下校時や校外学習等、マスクの着用が推奨される場面においては、着用が推奨されることとしている。

様々な事情により、マスクの着用を希望する、あるいはマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすることと、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう、適切に指導を行うこととしている。

感染リスクが比較的高い学習活動の実施に当たっては、活動の場面に応じた望ましい感染症対策を講じることとしている。

その具体的な内容としては、８頁の別添資料に記しているが、例えば、児童生徒が対面形式となるグループワークや一斉に大きな声で話す活動等では、換気やCO2モニターによる計測、近距離で向かい合っての発声は控えることなどが挙げられている。

続いて、入学式等の儀礼的行事の実施に当たっての留意事項を説明する。

マスクの着用を求めないことを基本としている。

国歌・校歌等の斉唱や合唱を行うときは、一定の距離の確保することとしている。

来賓や保護者等については、一定の距離を確保するなどした上で、来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないこととしている。

運動会等の体育的行事や文化的行事についても同様に、保護者等の参加人数の制限は必要ないこととしている。

感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮を行う必要はないこととしている。

続いて、給食等の食事をとる場面における対策については、大声での会話は控え、机を向かい合わせにせず、向かい合わせにする場合には１ｍ程度を確保する等の措置を講じた上で、黙食は必要ないこととしている。

以上が文部科学省の通知に記されたことであるが、教育長からの通知を発出した際には、改めて、マスクの着用については様々な事情を考慮し、教職員がマスク着脱を強いることがないように留意すること、児童生徒の間でマスクの着脱による同調圧力や偏見・差別等が生じないよう適切な指導を行うこと、学校の対応について保護者へ丁寧に周知するとともに、学習活動等への協力依頼を行うこと、５類への移行となるまでは、マスク着用の見直しに伴い変更が生じるもの以外の感染予防対策については、引き続き衛生管理マニュアルに沿っ

て対応することなどを周知した。
　このような状況の中、新学期が始まり、約10日が経過したが、特に混乱が生じているという情報は入っていない。
　今後は、令和５年５月８日に５類感染症に位置付けられる予定であることに伴い、マスク着用以外の感染症対策についても見直しが行われる予定であるが、その際は、改めて文部科学省の整理も踏まえ対応していきたい。

【質疑応答】
○　前川教育長
　少し補足するが、令和５年３月から同年４月にかけて感染者が大幅に減少してきた中、現時点において、府立学校での感染者が若干増えている状況が見られる。
　昨日の府立学校の陽性者は８人であった。

ウ　「京都府民のスポーツに関する実態調査」の報告について

【井上保健体育課長の報告】
○　本調査については、府民が生涯にわたりスポーツライフを楽しめるよう、今後のスポーツ施策の充実を図るための基礎資料とすることを目的に府民のスポーツに関する意識と実態について調査しているものである。
　なお、この調査は５年に一度の調査で、前回は平成29年に実施している。
　また、調査結果とその分析結果については、第２期を迎える京都府のスポーツ推進に係る計画の策定に向けて参考とするものである。
　調査は、令和４年10月14日から11月11日までの間、府内在住の18歳以上の男女を対象に行い、標本数3,000人に対し、1,087件の回答があり、有効回答率は36.2%であった。
　結果の概要は、資料１頁下段に記載しているが、２頁以降の調査結果トピックスも併せて御覧いただきたい。
　調査項目については、スポーツには「するスポーツ」、「みるスポーツ」、「ささえるスポーツ」と様々なタイプのスポーツライフのスタイルがあるが、そのような背景を踏まえ、これらの各スタイルの状況を把握できるよう設問に配慮している。
　資料３頁を御覧いただきたい。
　成人の週１日以上のスポーツ実施率であるが、実施率は57.2%となり、前回の48.7%から大きく増加した。
　この要因には、ウォーキングの増加が考えられ、数値は示していないが、前回調査でのウォーキングは59.1%の実施であったが、今回は71.2%となり、個人で実施できる運動として実践されている方が増えていると考えられる。
　また、今回の調査から新たに階段昇降を項目に追加したが、普段の生活の中での階段の登り降りをスポーツと意識しなくとも運動の一環として「する」スポーツに関わっていることを表しており、このことも実施率向上に大きく関係したと思われる。
　続いて、資料４頁を御覧いただきたい。
　スポーツに関する情報を得る方法であるが、ＳＮＳを利用する年代に顕著な

特徴が見られた。

特に20歳代以下では、TwitterやInstagram等を活用している状況が見られ、この結果から、「するスポーツ」の情報は写真や動画を投稿するInstagram、「みるスポーツ」の情報は言葉を発信するTwitterの活用が考えられる。

続いて、資料５頁を御覧いただきたい。

「みるスポーツ」に関する内容から、この１年間にスポーツを観戦した割合は83％となっているが、資料６頁に掲載のとおり、各世代とも男性が女性よりも高くなっており、「みる」環境や「みる」媒体の工夫等、性別にこだわらずにスポーツに親しむことができる手立てが必要であると考える。

最後に、資料８頁を御覧いただきたい。

今回の調査で、初めて、スポーツを「する」「みる」「ささえる」の「何か関わった人」の割合を「スポーツ関連率」として算出した。スポーツの実施、観戦、ボランティア等、何か一つでも関われればカウントした結果、週１日以上のスポーツ関連率は70.8％となった。

この結果から、「するスポーツ」がきっかけでなくても、「みる」「ささえる」といった様々なスポーツの関わり方を大切して、スポーツの「スタートラインはどこからでもよい」というメッセージを発信できればと考えている。

今後は、日常生活の様々な機会からスポーツに関わっていく人がより一層増えるよう、啓発や気付きの工夫等について検討していきたいと考えている。

なお、今回の結果については、詳細なデータとともに、明日４月19日に公表される予定である。

【質疑応答】

○　小畑委員

この実態調査の結果によって、学校教育におけるスポーツ教育のあり方等が変わることはあるのか。

○　井上保健体育課長

京都府スポーツ推進審議会において、調査結果を踏まえ、今後の施策について御検討いただくことになるが、学校教育については、学習指導要領の中で生涯スポーツを見通した授業展開がこの間続けられている。

加えて、今回の結果の中でスポーツのきっかけ作りが明らかとなったことから、スポーツを「する」ことだけに注目しなくとも、「みる」こと、「ささえる」ことなど、具体的に言えば、友達を応援すること、何かの大会に行き、審判の補助をすることなど、いろんな形でスポーツに関わることができるといったことを学校教育の中でも浸透させていきたいと考えている。

○　安岡委員

今回の調査では、新型コロナウイルス感染症がまん延していた時期であるにもかかわらず、週１日以上のスポーツ実施率が５年前の前回調査時と比べて大きく増加しているということは、スポーツを楽しむ方々が増えていることを裏付けていると思う。

一方でスポーツ観戦率については、テレビ観戦等も含まれているにもかかわらず、前回調査よりも減少している。

この結果は、様々な活動が制限されたコロナ禍の中で、実際に自身の身体を動かそうとする方々が増えてきていることを表しており、そうした傾向からス

ポーツを行う場所づくりも必要となってくる。

よって、京都府スポーツ推進審議会ではこうした分析も踏まえて審議していただければと思う。

○　井上保健体育課長

「この１年間でスポーツを観戦した」の割合は83%、また、「この１年間で運動をした」の割合は84.9%であり、こうした動向を今後の審議会で助言し、関連付けられるところを考えさせていただく。

○　藤本委員

我が国は、中学校・高校において、部活動も含め、学校教育としてスポーツに熱心に取り組み、体育というものを通して身体を動かすことの楽しさ、心地よさ、健康を維持することの大切さを学んでいるにもかかわらず、学校を出てからのスポーツとの関わりが乖離しているように見え、ここに問題があるように思う。

その辺りを京都府民のスポーツに落とし込んだとき、学校教育を府民スポーツとどうつなげていくのか、また、どこに課題があるのかといったことは議論されているのか。

○　井上保健体育課長

御指摘の課題は、多くの教育・スポーツ関係者も抱いているところである。

特に学校体育においては、卒業後のことを視点に置き、「小学校ではいろんな運動を体験させましょう」「中学校ではそれを更にスポーツとして取り組みましょう」「高校では生涯スポーツにつなげていきましょう」ということで、ＩＣＴも活用しながら、子どもたちに対し、「楽しい」「やってみたい」「次はこんなことができるんだ」という高揚感を与える授業を行うよう、様々な研修会を通じて啓発している。

学校体育や運動部活動で培ったものをしっかりと生涯スポーツにつなげていくということは大切な視点であり、そういったことも引き続き念頭に置きながら教育を進めていきたい。

エ　教育職員免許状の取上げに係る聴聞について【非公開】

(4) 議決事項

ア　第21号議案　教育職員免許状の取上げ処分について【非公開】

イ　第22号議案　小学校教職員の懲戒処分について【非公開】

(5) その他

ア　公開しないこととする議決について

（京都府教育委員会委員会会議規則第15条第１項第４号）

報告事項エ、議決事項ア・イについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告